

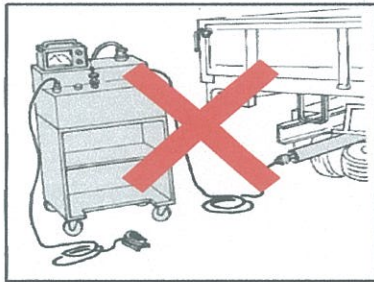
指定工場へのお知らせ

平成 22 年 10 月 1 日以降、オパシメータ測定車の検査は「オパシメータ」を使用することになります。

(社)日本自動車整備振興会連合会

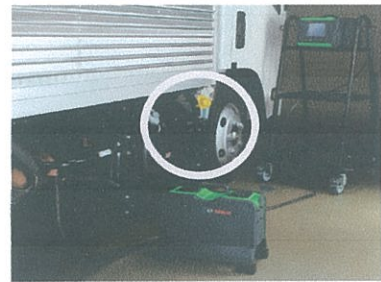
オパシ測定車の完成検査を行う際、平成 22 年 9 月 30 日までは、経過措置として黒煙測定器による検査が認められていますが、平成 22 年 10 月 1 日以降は、オパシメータで検査を行う必要があります。

オパシメータ測定車は、オパシメータによる検査になります。



【黒煙測定器による検査】

10月1日以降は



【オパシメータによる検査】

○初度登録が平成19年9月以降のディーゼル車で、次のいずれかに該当する車両は「オパシメータ測定車」であり、平成22年10月1日以降はオパシメータにより検査を行うことになります。

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状				
車名		乗車定員	最大積載量	車両重量		車両総重量				
排出ガス記号(3桁の排出ガス記号であって1桁目がL、M、R又はS)が付されているもの						前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	
						型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号
LKG-2x0x					16038					

備考

オパシメータ測定

備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの

指定番号が、「16000」番以降のもの
(特殊自動車を除く。)

○自動車の種類・規制値別の閾値一覧

	規制値		閾値(しきいち)
ポスト新長期規制車(3桁の排出ガス記号で1桁目がL、M、R、S)	光吸収係数 0.50m^{-1}	⇒	光吸収係数 0.40m^{-1}
その他のオパシメータ測定車	光吸収係数 0.80m^{-1}	⇒	光吸収係数 0.64m^{-1}

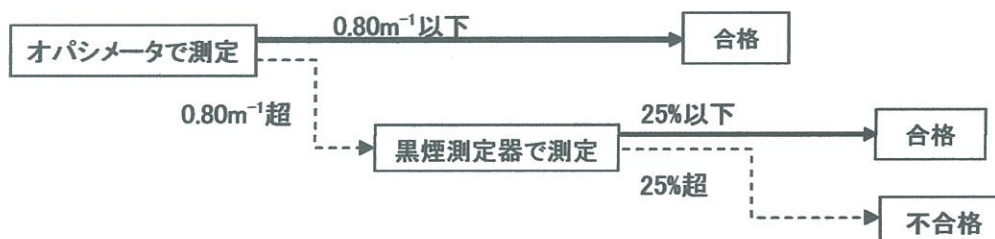
○平成22年10月1日以降にオパシメータ測定車を黒煙測定器で検査した場合、検査を実施したことにはなりませんのでご注意ください。(検査の未実施扱いになります)

参考

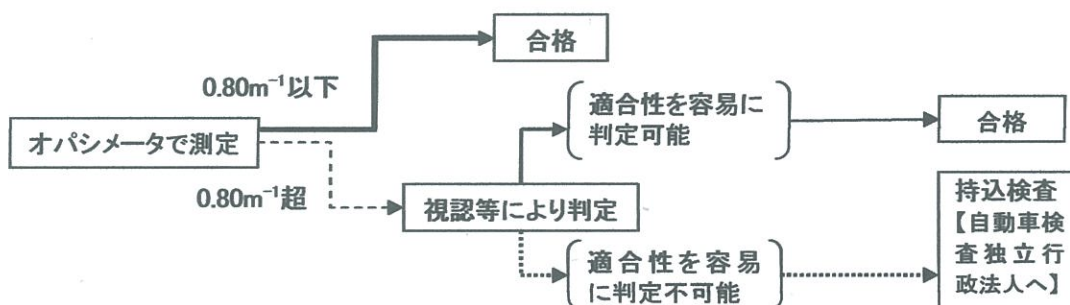
○黒煙測定車は、これまでどおり黒煙測定器による検査ができるほか、オパシメータにより検査することもできます。以下のフローチャートをご参照ください。

黒煙25%規制車

☆パターン1: 黒煙測定器とオパシメータの両方を保有している場合(オパシメータによる検査を先に実施してもかまいません。)



☆パターン2: オパシメータのみを保有している場合



規制値・スクリーニング値	規制値	スクリーニング値
黒煙測定車 (オパシメータ測定車以外のディーゼル車)	黒煙による汚染度 (黒煙測定器を使用する場合)	光吸収係数 (オパシメータを使用する場合)
黒煙50%規制車(下記車両を除く黒煙測定車)	50%	2.76 m^{-1}
黒煙40%規制車(排出ガス記号: KA、KB、KC、KD)	40%	1.62 m^{-1}
黒煙25%規制車(排出ガス記号: KE以降、3桁のもの)	25%	0.80 m^{-1}

※スクリーニング値: 黒煙測定車をオパシメータにより検査する場合に、基準に適合しているとみなすことができる値をいいます。(例えば、黒煙25%規制車は光吸収係数が 0.80m^{-1} 以下であれば基準適合となります。)